

仕 様 書

1 案件名称

万博に向けた機運醸成の取組み用 庁舎内壁面ラッピングデザイン作成及び設置等業務委託（その2）

2 業務概要

- （1）大阪・関西万博公式ロゴマークや公式マスコットキャラクター「ミャクミャク」（以下、「ミャクミャク等」）と大阪市鶴見区マスコットキャラクター「つるりっぷ」（以下、「つるりっぷ」）のデザインを活用し、鶴見区役所庁舎1階から地階への階段壁面をラッピングする。
- （2）大阪・関西万博閉幕後、「ミャクミャク等」を使用したデザイン面について、「つるりっぷ」を主としたデザインにて再ラッピングする。（「ミャクミャク等」は使用しないこと）

3 目的

デザインラッピングに「ミャクミャク等」を使用することで大阪・関西万博の盛り上がりを更なるものとし、あわせて、区民認知度の高い「つるりっぷ」を使用することでより親しみを感じられるようにする。

また、区役所庁舎地階フリースペースの認知度および訪れやすさの向上に資する。

4 契約期間

契約開始日から令和7年12月26日まで

5 設置作業期限

- （1）令和7年7月18日までに貼付作業を完了すること。
- （2）令和7年11月30日までに貼替作業を完了すること。（作業開始は大阪・関西万博閉幕後の令和7年10月14日以降）

6 履行場所

大阪市鶴見区役所 庁舎1階から地階 階段壁面（鶴見区横堤5-4-19）

7 仕 様

（1）デザイン

発注者から提供する「ミャクミャク等」および「つるりっぷ」のデザインデータを活用し、受注者にて壁面ラッピングデザインを作成すること。

なお、階段踊り場のデザインについては「ミャクミャク等」と「つるりっぷ」を含んだデザインとし、それ以外の部分については「ミャクミャク等」を使用しなくてよい。

また、大阪・関西万博閉幕後の再ラッピング部分については「ミャクミャク等」を使用せず、「つるりっぷ」を主とするデザインとすること。

（2）材 質

・デザイン印刷面

長期再剥離性シート（屋外使用で2年程度の耐久・耐候性があるものとし、かつ、耐火認定を有し、屋内での使用が可能なもの）、またはそれに類しラッピングシートとして一般的に使用されるもの、および同等品以上。

なお、剥離性シートを用いない場合、デザイン変更により再ラッピングをする

際、既存シートの上から重ねてシートを貼り付けられるものとする。

また、耐火認定等については品番によりメーカーサイト等で確認できる場合、認定書類等の有無は問わない。

・下地部材

アルミ複合板（耐火認定を有するもの）、またはそれに類し壁面ラッピング下地として一般的に使用されるもの、および同等品以上。

また、耐火認定等については品番によりメーカーサイト等で確認できる場合、認定書類等の有無は問わない。

(3) 設置箇所

別紙のとおり。

(4) そ の 他

経年劣化により、壁面の塗装が剥離しやすくなっている箇所や平滑でない箇所があるため、(2) 材質—下地部材—に記載のとおり、再剥離性シート様の部材を用いる場合、下地部材としてアルミ複合板等を設置したうえで貼付を行うこと。また、来庁者等の安全のため、アルミ複合板等の縁は丸みを帯びた処理を行うか、フレームとともに取付を行う等の安全対策を行うこと。なお、設置物の落下防止のため、ビス打ち等による固定を行うこと。

なお、設置箇所についてはラッピング等の作成前に必ず寸法測定を行うこと。

8 デザインデータ

- ・本市から提供する「ミヤクミヤク等」および「つるりっぷ」のデザインデータを元に、ラッピング用デザインを作成すること。
- ・デザインのイメージについては、受注者決定後に発注者から情報提供する。
- ・「ミヤクミヤク等」を使用するにあたり、公益財団法人2025年日本国際博覧会協会の定める各種ガイドラインを遵守すること。各種ガイドラインは受注者決定後に発注者から提供する。

9 校正

- ・デザイン・色校正および文字校正は3回程度を見込む。なお、誤植等がある場合はこれに限らない。
- ・「ミヤクミヤク等」を用いたデザイン案は発注者から2025大阪・関西万博マスターライセンスオフィス（2025ML0）へ提供し、校正と並行して確認を依頼する。
- ・成果物の印刷用データ（PDF 等）を成果物納入時、合わせて提出すること。

10 設置作業

設置作業にかかる日程等は閉庁日（土日祝）とし、事業担当と事前に十分協議の上決定すること。

また、設置にあたっては十分な安全管理を講じること。

11 その他

- (1) 応札にあたっては本仕様書を十分検討し、疑義ある場合は質問期間内に指定の方法によりよく質し、その内容を熟知の上応札するものとする。質問受付期間経過後の疑義については受付しない。
- (2) 契約締結後、速やかに事業担当者と印刷・設置イメージの詳細について協議すること。
- (3) 契約後における仕様書の疑義は、本市の解釈によるものとする。なお、細部については、事業担当者が指示するが、仕様書の記載のない事項で納入にあたって必要と認められる疑義が生じた場合は、事業担当者と協議のうえ決定すること。
- (4) 作成したデータの著作権及び成果品となった印刷物に係る一切の権限は、本市に帰

属するものとする。（ホームページ等への掲載やデザイン変更等の場合に納入されたデータを使用することがある）

- （５） 契約締結後、速やかに事業担当者へ単価のわかる内訳明細書を提出すること。
- （６） 令和７・８・９年度 大阪市入札参加有資格者名簿に承認種目「04-04-01：デザイン企画印刷」登録されていること。

12 担当

大阪市鶴見区役所総務課（政策推進）

TEL：06-6915-9176 FAX：06-6913-6235